平成２２年（フ）第２０７号
香川県高松市花ノ宮町２丁目７番30号
債務者　中川　宣子
1　決定年月日時　平成22年６月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月11日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第１７５号
長崎市田中町848番地３　ハウスオーシャンビューＣ210
債務者　岡村佐弥香（旧姓山田）
1　決定年月日時　平成22年６月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月11日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２１０号
長崎県長崎市琴海戸根町463番地１、旧住所静岡県掛川市和光２丁目２番地の１
債務者　西田　一美（旧姓金田）
1　決定年月日時　平成22年６月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月11日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２３１号
長崎県長崎市入船町21番３号
債務者　大岩　一義
1　決定年月日時　平成22年６月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月11日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２４５号
長崎県長崎市江里町14番１号　エトワール江里町605、旧住所長崎県長崎市扇町31番10号
債務者　河原　　力
1　決定年月日時　平成22年６月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月11日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２４８号
長崎県長崎市恵美須町10番12号
債務者　渡來　静香
1　決定年月日時　平成22年６月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月11日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１０８号
宮城県加美郡色麻町四竈字本郷600番地52
債務者　大谷よしの
1　決定年月日時　平成22年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月12日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２２年（フ）第１０９号
宮城県大崎市古川穂波５丁目11番21―101号雇用促進住宅２号棟
債務者　後藤　正三
1　決定年月日時　平成22年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月12日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２２年（フ）第１１４号
宮城県大崎市岩出山字上川原町63番地４
債務者　佐々木春一
1　決定年月日時　平成22年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月12日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２２年（フ）第１２１号
宮城県大崎市古川台町４番５号　トキタビル201号
債務者　佐藤　高貴
1　決定年月日時　平成22年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月12日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２２年（フ）第１２４号
宮城県遠田郡美里町字藤ヶ崎町163番地２
債務者　及川　達夫
1　決定年月日時　平成22年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月13日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２２年（フ）第５６６号
千葉県習志野市津田沼４丁目４番20号サンビレッジＣ201号
債務者　君塚　純子（旧姓宇戸谷）
1　決定年月日時　平成22年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月13日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第５７７号
千葉市若葉区みつわ台４丁目30番16号
債務者　小出しげ子
1　決定年月日時　平成22年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月13日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第６１７号
千葉市中央区要町12番４号　ルイシャトレ千葉206号
債務者　須藤　　誠
1　決定年月日時　平成22年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月13日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第６２８号
千葉市美浜区打瀬２丁目14番地　パティオス11番街211号
債務者　田口　　恩
1　決定年月日時　平成22年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月13日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第６３１号
千葉市緑区誉田町３丁目95番地３
債務者　鈴木まち子
1　決定年月日時　平成22年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月13日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第６３５号
千葉県船橋市飯山満町２丁目488番地７第１フラワーマンション204号
債務者　鈴木　信弘
1　決定年月日時　平成22年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月13日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係